

広島県告示第百三十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島港、尾道系崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設（小型船舶特定係留施設を除く。）の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 松本 幸 之	広島市南区宇品海岸 一丁目一三番一三号	平成三二年二月二〇 日	平成三二年四月一日～ 平成三六年三月三十一日	